

令和9年度 障害児（者）施設等の整備方針について

令和8年4月30日
埼玉県福祉部障害者支援課

本整備方針は、社会福祉法人等が令和9年度に行う施設整備に要する経費について、県が国庫補助金等（「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「次世代育成支援 対策施設整備交付金」）を活用した補助を行うにあたり、国庫補助協議案件を選定する際の考え方を定めたものである。

協議案件の選定に当たっては、以下の整備方針に加えて、埼玉県の実情や圏域内、市町村域内の整備状況等を勘案し、総合的に判断するものとする。

記

1 整備の対象

(1) 整備対象建物は、原則、整備主体の自己所有物件とする。ただし、次の場合については、賃貸物件も補助の対象とする。

①入所施設を運営する法人が施設から地域移行を進めるため又は在宅の重度障害者を受け入れるため重度障害者の受入れ可能なグループホームの整備を行う場合

②「自家発電設備」「スプリンクラー」など安全対策に関する整備を行う場合

(2) 単年度事業を対象とする（国・県の補正予算により実施する場合で、翌年度に繰り越しすることが認められた場合等は除く）。複数年にわたる事業は対象外となる。

※なお、法人運営状況に問題がある場合は、改善報告書等により問題解決に向けた対応への確認ができるまで、本協議案件の適正化を審査する県の社会福祉法人認可等審査委員会に諮問しないことができるものとする。

2 整備の考え方

国当初予算の規模を踏まえ、下記（1）～（4）の案件を優先的に整備する。

(1) 重度障害児者の住まいの場の創設

① 障害者入所施設（地域移行を推進（※1）すること。）

※1

■国からは以下の考えが示されている

- ・令和8年度末の施設入所者数は、令和4年度末時点から5%以上削減することを基本とする。
- ・障害者支援施設の新しい整備は、グループホームでの対応が難しい者が利用する場合など、真に必要と認められる場合に限る。
- ・上述により難しい場合は、施設の必要性及び増加した施設入所者数を、計画の範囲内まで削減するための計画などの提示が条件となっている。
- ・国の「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」において小規模化を推進し、地域移行後の暮らしを見据えて利用者自身が持つ力を高めていく必要

があるとされたことを踏まえて、居室の個室化を推進するよう努めること。なお、令和9年度以降に向けては、原則個室化を進める場合を補助対象とすることを検討している。

■上記を踏まえ、以下を提出すること

・「地域移行の支援に係る法人の体制及び計画」

②障害児入所施設（非常用自家発電設備等があるもの）

③重度障害者が入居するために必要な設備（※2）を備えたグループホーム（短期入所を併設するもの）

※2 施設全体のバリアフリー、特殊浴槽、多目的トイレ等介護設備、スプリンクラー、非常用自家発電設備等

（2）障害児者の住まいの場の大規模規模修繕・移転創設などの整備（※3）

※3

■国からは以下の考えが示されている

・障害者支援施設の改築又は移転改築に当たっては、地域移行・地域生活支援を推進する観点から、次の2点が求められる。①重度者への支援の必要性や入所者の意思決定支援を踏まえ、入所定員の見直し（数割以上の削減の検討）、②その施設機能の有効活用や入所者の継続的な支援の観点から、グループホームの創設や短期入所の整備と一体的に整備するなど中長期的な視点を求める（一体的整備の場合は同一の整備計画として協議できる）

・個室化の推進について上記（1）の考え方と同様とする。

■上記を踏まえ、以下を提出すること

・「定員の見直し及び中長期的な整備計画」

（3）重度障害児者（重症心身障害児者、医療的ケア児者、強度行動障害など高度な支援が必要な障害者）を支援する新たな通所事業所の整備

①重症心身障害児・医療的ケア児を支援する障害児通所事業所及び児童発達支援センター（当該事業種別の事業所が設置されていない市町村における整備）

②重症心身障害者・医療的ケア者・重度障害者を支援するために必要な設備（※4）を備えた生活介護事業所

※4 施設全体のバリアフリー、特殊浴槽、多目的トイレ等介護設備等

（4）国土強靱化に資する整備

上記のほか、国土強靱化に資する以下の整備を優先的に整備する。

①耐震化整備

新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以前に建築された建物についての改築、大規模修繕、移転創設等。

②ブロック塀等の改修整備

安全点検の結果、問題があるブロック塀（組積造又はコンクリートブロック造）の改修。

③ 水害対策強化整備について

土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域等に所在する事業所等が行う水害対策のための施設整備で、災害に備えて利用者が円滑で安全な避難等を行うために必要なもの（※5）

※5 エレベーターの設置、スロープ設置、備蓄物資倉庫や給水装置等の設置、避難スペース確保のための改修工事、非常用自家発電設備等を屋上等に移設する工事、止水板等の設置工事、水害対策のための移転改築整備

④ 非常用自家発電設備の整備

緊急災害用の自家発電設備の整備、非常用自家発電設備の改造工事、多様なエネルギーを活用した電源確保に伴う整備等に該当し、特に市町村から福祉避難所の指定を受けているものまたは指定を受ける見込みのある施設を優先する。

3 国への協議

県は、障害児者施設等に係る協議案件について本方針に基づいて評価を行い、県予算の範囲内で、国へ協議する。

別紙 1 (障害者支援施設の創設案件に添付)

地域移行の支援に係る法人の体制及び計画

法人名	
施設名	
整備種別・定員数	

1 施設の必要性及び入所予定者が真に当該支援を必要とする理由

--

2 地域移行に係る推進体制の有無

	現在該当する項目は○、今後予定している項目は◎	当該拠点・センター等の名称・所在地
地域生活支援拠点(5つの機能全てを備えていること)登録事業所を有している		
基幹相談支援センターの運営を受託している		
一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援)又は自立生活援助を運営している		

3 これまでの地域移行の取組内容

--

4 区域内の施設入所者の地域移行を推進するための体制及び計画

--

5 居室の個室化に向けた取組

施設全体の入所定員数(A)を記載		人
個室化対応した居室の定員数(B)を記載		人
施設全体での定員数の個室化対応率(B/A)を記載		%
個室化対応率が100%でない場合、その理由を以下に記載		

別紙2（障害者支援施設の大規模修繕・移転創設案件に添付）

定員の見直し及び中長期的な整備計画

法人名	
施設名	
整備種別・定員数	

1 地域移行に係る推進体制の有無

	現在該当する項目は○、今後予定している項目は◎	当該拠点・センター等の名称・所在地
地域生活支援拠点（5つの機能全てを備えていること）登録事業所を有している		
基幹相談支援センターの運営を受託している		
一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）又は自立生活援助を運営している		

2 定員の見直し内容及び地域移行を推進するための体制及び計画

--

3 施設機能の有効活用やグループホームや短期入所などの一体的整備を含めた中長期的な計画

--

4 居室の個室化に向けた取組

	大規模修繕・移転創設後	大規模修繕・移転創設前
施設全体の入所定員数(A)を記載	人	人
個室化対応した居室の定員数(B)を記載	人	人
施設全体での定員数の個室化対応率(B/A)を記載	%	%
大規模修繕・移転創設後の個室化対応率が100%でない場合、その理由を以下に記載		